

独占禁止法上の課徴金制度の見直しについて

平成28年8月1日

商務情報政策局文化情報関連産業課

独占禁止法上、不当な取引制限（カルテル・談合）や不公正な取引方法（優越的地位の濫用等）の違反行為を行った事業者に対しては、課徴金を課すこととされています（同法第7条の2等）。公正取引委員会は、画一的・機械的に課徴金額を算定する現行制度の問題点を指摘し、本年2月より「独占禁止法研究会」を開催し、公正取引委員会が専門的知見に基づいて課徴金の算定基礎や算定率を定めてはどうかなど、課徴金制度のあり方についてヒアリングを行っております。先月末にはこれから検討すべき「論点」を整理した資料が公表され、現在、この整理についてのパブリックコメントが8月31日までの間で実施されています。

課徴金制度の見直しは企業の事業活動（予見可能性等）に大きな影響を与える可能性があると考えており、当省としても企業の皆様のご意見を伺いながら適切な制度設計となるよう、議論に参加していきたいと考えております。ついては、本見直しについてのご関心についてご教示を頂ければ幸いです。

またご関心によっては、ご説明に伺わせて頂くなどの対応も検討したいと思いますので、ご希望の有無についてもご教示頂ければ幸いです。

○「課徴金制度の在り方に関する論点整理」資料

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/jul/1607013_3.files/160713rontenseiri.pdf

○「課徴金制度の在り方に関する論点整理」に係る意見募集（パブコメ）

http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h28/jul/1607013_3.html

(参考1) 関連スケジュール

- 2月23日 独占禁止法研究会立ち上げ
- 6月28日 「課徴金制度の在り方に関する論点整理」公表
- 7月13日 上記論点整理についてのパブコメ開始
- 8月31日 上記パブコメ期日

(参考2) 公正取引委員会が指摘する現行制度の問題点の例 (詳細別紙)

- ①事実上違反行為であっても課徴金を課せない事案の存在
- ②事業者が調査に協力するインセンティブの欠如
- ③諸外国との整合性の欠如

(参考3) 主な論点 (詳細別紙)

- ①課徴金の賦課方式 (売上げの範囲、算定期間、算定率、加減算事由等)
→これにより課徴金額の規模が大きく変わるだけではなく、企業の対応 (調査への臨み方、資料の保存等) にも影響を与えうる。
- ②カルテル等の行為類型により異なる算定率を維持する必要性
→これにより課徴金額の規模が大きく変わる可能性がある。
- ③課徴金制度の法的位置づけ (刑事罰、民事損害賠償金との関係等)
→課徴金の法的位置づけ (不正利得の剥奪か制裁か等) を改めて整理する必要があり、その場合、刑事罰や民事損害賠償金との関係についても整理する必要がある。
- ④調査妨害行為に対するペナルティー
→調査への企業側の協力を担保する目的の提案であるが、妨害行為認定の運用次第では、企業側の予見可能性を著しく損なう可能性がある。
- ⑤事業者側の手続保障 (弁護士秘匿特権、弁護士立会権等の防御権等)
→従前より、公取委による審査が効率的に実施されるためには、企業側が安心して情報提供を行えるような適正手続の確保が重要であるとの指摘もあるところ。今回、さらに公取委の裁量の余地を拡大するような改正を指向するのであれば、バランスの観点から、手続面での検討が一層必要である。
- ⑥その他 (透明性・予見可能性を確保するための手当、他法令との整合性等)